別紙

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第３条第１項に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和元年度）

登　記　所　名	所有者等の探索の対象となる地域
登　記　部　門	福井市下天下町
	福井市清水畑町
武　生　支　局	鯖江市落井町
	鯖江市乙坂今北町
	鯖江市磯部町
小　浜　支　局	小浜市泊

（注）所有者等の探索の対象となる地域は，地番区域単位で記載すること。